平成２４年（フ）第４２９号
埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂39番地112
債務者　大関　知治
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第２０８号
千葉県銚子市港町1842番地の３
債務者　湯浅　　存
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２４年（フ）第２１０号
千葉県銚子市竹町1507番地の25　フラレアⅡ―103号
債務者　佐藤　　浩（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２４年（フ）第２８号
新潟県佐渡市河原田本町392番地14
債務者　平畠　惠子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
新潟地方裁判所佐渡支部
平成２５年（フ）第１号
静岡県沼津市志下652番地の１　コーポ安信Ⅱ201号、前住所静岡県沼津市青野63番地の４
債務者　岡林　香苗（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第２２９６号
名古屋市名東区上社３丁目211番地　シュバルメゾン202号
債務者　前田英里加（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第２４３３号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目140番地　第３富吉住宅Ｎ棟301号
債務者　中﨑　祥史
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２０号
名古屋市港区幸町３丁目38番地の２　ドミール山田601号
債務者　濵田　友加
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第４９８号
愛知県刈谷市末広町２丁目12番地８　陽明館Ⅱ―201号、前住所愛知県高浜市湯山町５丁目３番地10
債務者　吉田　知代
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２４年（フ）第５４５号
愛知県岡崎市大和町字荒田73番地１　グローリアス岡崎大和町905
債務者　岡口みさ子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２４年（フ）第５６４号
愛知県みよし市三好町上ヶ池５番地１　ロアジール上ケ池403号
債務者　木村　祐加
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２４年（フ）第４５３号
高知市神田1960番地１
債務者　森本　美子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第１７７号
北海道白老郡白老町字社台335番地16
債務者　佐久間富士子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２５年（フ）第５号
北海道室蘭市高砂町２丁目29番５―302号、前住所北海道室蘭市母恋北町２丁目13番４号
債務者　橋口　祐也
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２５年（フ）第３号
岩手県花巻市石神町78番地、前住所東京都世田谷区上祖師谷２丁目33番12号　マノワール千歳烏山Ａ棟207
債務者　前田　一枝
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２４年（フ）第８７９号
仙台市若林区河原町１丁目６高畔ハイツＢ―105、住民票上の住所仙台市若林区南材木町85番地
債務者　小松　フヨ
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第８８１号
仙台市青葉区台原７丁目３番８号　台原杜栄マンションＳ棟201
債務者　屋山　里美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係